

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ石巻大街道東店
石巻市大街道東一丁目41番45 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 3 市町村の意見の概要
（1）環境保全上の意見について
 - ①騒音に関する事項
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。
近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
 - ②振動に関する事項
届出書には振動に関する項目はないが、今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
 - ③光害に関する事項
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。
 - ④その他の事項
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。
事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。

(2) 教育委員会の意見について

出店の届出のあった箇所については、主要道路が交差する箇所であり、日頃から周辺の交通量は多い状況である。

近隣小・中学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなどして実態をつかみながら具体的に児童への指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます周辺道路の交通量の増加が予想され、特に下校中の児童の交通事故の発生が憂慮される。

このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。

(3) 建設に係る意見について

①道路に関する事項

新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議の上道路工事施工承認申請書（道路法第24条）を道路課へ提出すること。

（県道石巻女川線側に市道大街道東一・錦町自転車歩行者道線あり。底地所有者の日本製紙㈱の同意必要。）

②建築に関する事項

建築基準法に基づく建築確認申請が必要（第6条）

建築部のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定が必要（法第12条第1項）

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の届出が必要。（第21条）

最高の高さが10mを超える場合は、石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の届出が必要。（第7条）

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和6年11月8日から令和6年12月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）